

◆◆◆ 水道部からのお知らせ ◆◆◆

本格的な冬の到来を前に、水道管の冬支度を済ませておきましょう

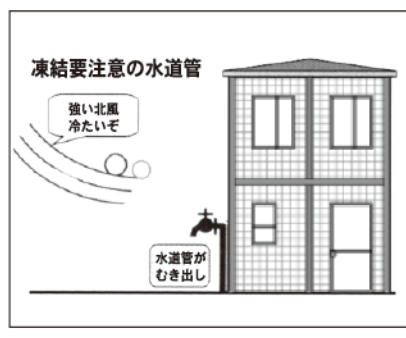
ご家庭の水道は皆さまの財産です。寒さから守ってあげてください。

気温がマイナス4℃以下になると水道管が凍結しやすくなります。

水道管が凍結してしまうと、水が出なくなるばかりでなく水道管が破裂する恐れもあります。

左図のように、屋外でむきだしになっているところや、北向きの場所であり、風当たりの強いところの水道管は、注意が必要です。

屋外の場合は、じゃ口が破裂することもよくありますので、寒波などが予測される時には水道管だけでなく、じゃ口までを完全に包むようにしましょう。



保温材はホームセンターなどで購入することができませんが、不用になった毛布や布などでも代用できます。なお、これらが雨で濡れないように上からビニールなどを巻くと、さらに効果的です。

年末年始に帰省や旅行などで長期留守にする場合(多用途で給水を要する場合を除く)は、メーターボックス内の止水栓を閉めてからお出かけください。(入居者のいない家で水道管が破裂すると、周囲に迷惑がかかることもあります。)

水が出ないからといって、開けっ放しに用心!!

お出かけになった後、気温が上がって凍っていた水が溶け出して水びたしになることがあります。

凍結した場合は、配管内の水を溶かすしかありませんが、決して熱湯をかけずにタオルなどをかぶせ、その上から手で触れられる程度のお湯をゆつくりとかけて溶かしてください。

また、屋外では地面に落ちた水が凍る場合がありますので、人の通行がある場所では、転んで事故などおきないように、注意を払って行ってください。

貯水槽水道の管理についてお願い

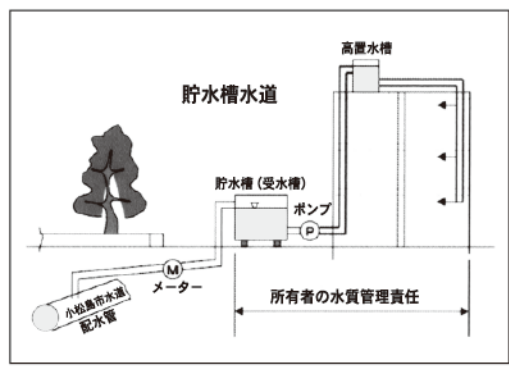
ビル・マンション等の高い建物では、水道管を通して送られてきた水道水をいったん貯水槽(受水槽)にため、これをポンプで直接、もしくは屋上などに設置している高置水槽に汲み上げ、各階のご家庭に送るようになっています。この貯水槽と高置水槽を合わせた設備を「貯水槽水道」といいます。貯水槽に入るまでの水質については小松島市水道部が管理していますが、給水装置や貯水槽以降の施設が設置者(ビル等所有者)の財産であることから、貯水槽に入ってから給水栓末端までは設置者の責任となつていきます。

この、貯水槽等の管理が適正に行われていないと、飲用水の汚染の原因となりますので、設置者に貯水槽施設の以下の点検等についてお願いします。



- ① 貯水槽や高置水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行い、きれいにしておきましょう。(周りが清潔にされているか、ゴミなどが置かれていないかも確認しておきましょう。)
- ② 水槽の状態やマンホールの施設など点検を行い、水が汚染されるのを防止するため、必要な措置を講じましょう。(蓋が密閉されているか、雨水などが入り込む余地がないか点検を行ってください。)
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味の検査および残留塩素の有無に関する検査を行います。また、管理状況等について1年以内ごとに1回検査を受けましょう。(残留塩素濃度が0.1mg/L以下の場合には改善を要します。)
- ④ 供給水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に事故の状況を知らせるとともに、徳島保健所、市水道部など関係機関に連絡をとり、指示に従ってください。

水道部では、常に安全できれいな水をお届けしていますが、貯水槽等が汚れているとせっかくのきれいな水も汚れてしまいます。貯水槽の設置者は、利用者にきれいな水をお届けするために、**関係法令に基づき**、管理点検等を日頃から行い、貯水槽を適正に管理してください。



お問い合わせは、市水道部(☎32・6188)まで。
※水道部ホームページに關係記事を掲載しています。